

# 和解書

■■■■ (以下「甲」という) と ■■■■ (以下「乙」という) 間の下記物件についての  
敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

## 記

埼玉県さいたま市 ■■■■ 202号室

1. 乙は甲に対し、解決金 155,544 円 (内訳 **敷金 99,900 円** 日割家賃返還分 55,644 円) の返還義務のあることを認める。
2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成 23 年 6 月 17 日限り、下記口座に振り込んで支払う。  
振込手数料は、乙の負担とする。

振込先	新生銀行	本店
	普通預金	■■■■
	口座名義人	■■■■

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、署名捺印 (記名押印) のうえ各自その 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 埼玉県さいたま市 ■■■■  
 ■■■■  
 京都府京田辺市山手南 2 丁目 1-4  
 ハチセンビル 3 号館 303 号  
 甲代理人 司法書士 長谷川  
 (認定番号 第 213094 号)



乙 埼玉県飯塚市 ■■■■  
 ■■■■

